第146期 定時株主総会

# ご通知



開催日時

2023年 6 月29日 (木曜日)

午前10時



開催場所

大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー 37階 フェスティバルスイート 「カンファレンスルーム」



決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

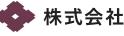
ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご 理解いただきますようお願い申しあげます。

#### 株主総会にご出席いただかない場合

書面又は電磁的方法(インターネット等)により議決権をご 行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使期限 2023年6月28日 (水曜日) 午後5時

時代をつなぐ。世界をむすぶ。 Moving forward together into the future.



株式会社 住友倉庫

証券コード:9303



## 株主の皆様へ

株主の皆様には平素から格別のご高配を 賜り厚くお礼申しあげます。

ここに第146期定時株主総会招集ご通知 をお届けいたします。

ご高覧くださいますようお願い申しあげます。

2023年6月

# 社長小野孝則

#### 目次

第146期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役7名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	14
添付書類	
事業報告	16
連結計算書類	42
計算書類	51
監査報告書	57
株主総会会場ご案内図	

## キーコンセプト

時代をつなぐ。世界をむすぶ。 Moving forward together into the future.

このキーコンセプトは、当社が1899年(明治32年)の創業 以来、今日に至るまで時代の変遷を乗り越え人々の暮らしを 支え続けてきた誇りとこれからも継続していくという決意、 さらには次の時代に向けて進むべき道を示したものでありま す。

証券コード9303 2023年6月8日 (電子提供措置の開始日) 2023年6月2日

## 株 主 各 位

大阪市北区中之島三丁目2番18号 株式会社 住 友 倉 庫 社 長 小 野 孝 則

## 第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)につい て電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

#### 【当社ウェブサイト】

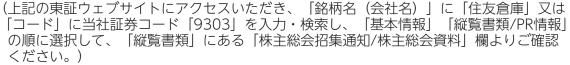
https://www.sumitomo-soko.co.jp/ir/meeting.html

#### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/9303/teiji/

#### 【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット等)により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、4頁及び5頁のご案内をご参照のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具







記

**1. 日 時** 2023年6月29日 (木曜日) 午前10時

中之島フェスティバルタワー 37階

フェスティバルスイート「カンファレンスルーム

3. 目的事項

報告事項 1. 第146期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び連結 計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第146期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

#### <株主様へのお願い>

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の感染状況や政府等の発表内容等により総会 運営を変更する場合がございます。この場合、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.sumitomo-soko.co.jp) においてご案内いたしますので、ご来場される株主様 におかれましては、事前に当該ウェブサイトにおける発信情報をご確認くださいますようお 願い申しあげます。

<sup>◎</sup>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

<sup>◎</sup>会社法改正により、電子提供措置事項について前記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



## 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、本招集ご通知 とあわせてお送りする議決権行使 書用紙を会場受付にご提出くださ い。

開催日時

2023年6月29日 (木曜日) 午前10時

## 株主総会をご欠席の場合



#### 書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時



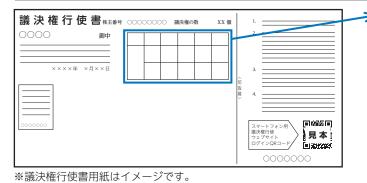
#### インターネット等による議決権行使

行使期限までに各議案に対する賛 否をご登録ください。 詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年6月28日 (水曜日) 午後5時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに各議案の賛否をご表示ください。

#### 第1・3号議案

● 替成の場合

> 「賛」の欄に○印

反対の場合

「否」の欄に〇印

#### 第2号議案

全員賛成の場合

≫ 「賛」の欄に○印

全員反対の場合

≫ 「否」の欄に○印

一部の候補者に 反対される場合 |**賛** 」 の欄に○印をし、 → 反対される候補者の番号 をご記入ください。

#### 議決権の行使に関する決定事項

- ①書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ②書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③インターネット等により議決権を複数回行使された場合、又はパソコン、スマートフォン若しくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

## インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」 (スマートフォンご利用の方)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし(※)、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ、再度議決権行使をお願い申しあげます。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトに移ります。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使

ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につき ましては、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル) (受付時間 午前9時~午後9時)

#### 機関投資家様向けの議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

## 株主総会参考書類

#### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は2022年度を最終年度とする3か年の中期経営計画において、剰余金の配当については利益水準にかかわらず1株につき47円の年間配当金を維持することとし、計画期間中の増配継続を目指すこととしておりました。

この方針に基づき、当期の年間配当金につきましては、前期実績に比べ3円増配の1株につき100円とし、実施済みの中間配当金50円を差し引いた期末配当金は1株につき50円とさせていただきたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存です。

- 1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
  - (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき 50円 総額 3.969,775,400円
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目及びその額別途積立金10.000.000.000円
  - (2) 減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 10.000.000.000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員(うち社外取締役3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

候補者番 号		氏	名	現在の当社における地位及び担当
1	ぉ の たか 小 野 孝		再任	代表取締役社長 社長執行役員
2	なが た あき		再任	取締役常務執行役員 (業務・不動産・国内営業各部門管掌 業務部、アーカ イブズ事業部、関連事業部、開発事業部、監査部、道頓 堀再開発室担当)
3	ぞう かつ 宗 克		再任	取締役常務執行役員 (海上業務・国際各部門管掌 海上業務部担当)
4	星野公		新任	常務執行役員(経理部担当、経理部長)
5	やま ぐち しゅう 山 口 修		村外取締役 展補者 独立役員	取締役
6	かゎ ぃ ひで 河 井 英		村外取締役 展補者 独立役員	取締役
7	いがま伊賀真	理	再任 社外取締役 候 補 者 独立役員	取締役

小野孝則

#### 再仟

生年月日 1953年12月19日生 所有する当社の株式の数 72.330株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 当社入社

2010年 6月 同執行役員営業開発部長

2012年 6月 同執行役員営業開発部長兼国際プロジェクト室長

2013年 6月 同取締役常務執行役員

(海外事業部、営業開発部、営業第二部、国際プロジェクト室担当)

2015年 6月 同代表取締役社長 社長執行役員

現在に至る

#### [取締役候補者とした理由]

小野孝則氏は、主に当社の国際部門で培った豊富な経験と識見を有するとともに、 代表取締役社長就任以降、当社の企業価値向上に資するべく強いリーダーシップで当 社の経営を牽引しており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者とし たものであります。

候補者番号

四个

#### 西红

生年月日 1961年9月20日生 所有する当社の株式の数 15.900株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

2019年 6月 同執行役員事業推進部長兼情報システム部長

2020年 6月 同常務執行役員

(海外事業部、グローバル・ロジスティクス営業部、西日本グローバル・ロジスティクス営業部、航空貨物部、国際プロジェクト室担当)

2021年 6月 同取締役常務執行役員

(国際・国内営業各部門管掌 海外事業部、グローバル・ロジスティクス 営業部、西日本グローバル・ロジスティクス営業部、航空貨物部、 ロジスティクス・エンジニアリング推進室、国際プロジェクト室担当)

2022年 6月 同取締役常務執行役員

(業務・不動産・国内営業各部門管掌 業務部、アーカイブズ事業部、 関連事業部、開発事業部、監査部、道頓堀再開発室担当) 現在に至る

#### [取締役候補者とした理由]

永田昭仁氏は、主に当社の国際・国内営業各部門で培った豊富な経験と識見を有するとともに、取締役として当社の経営の中核を担っており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者としたものであります。

-

宗宗

克典

#### 再任

生年月日 1959年4月5日生 所有する当社の株式の数 20.800株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社

2011年 6月 同海上業務部長

2015年 6月 同横浜支店長

2017年 6月 同執行役員横浜支店長

2020年 6月 同取締役常務執行役員

(海上業務部門管掌 海上業務部担当)

J-WeSco株式会社 代表取締役社長

現在に至る

2022年 6月 当社取締役常務執行役員

(海上業務・国際各部門管掌 海上業務部担当)

現在に至る

[重要な兼職の状況]

J-WeSco株式会社 代表取締役社長

#### [取締役候補者とした理由]

宗 克典氏は、主に当社の海上業務部門における豊富な経験に基づき、取締役として当社の経営の中核を担っており、今後も更なる貢献が見込まれることから取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

星野

公彦

#### 新任

生年月日 1962年10月17日生 所有する当社の株式の数 14.600株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社

2014年 6月 同海外事業部長

2019年 6月 同経理部長

2020年 6月 同執行役員経理部長

2022年 6月 同常務執行役員

(経理部担当、経理部長)

現在に至る

#### [取締役候補者とした理由]

星野公彦氏は、長年にわたり当社の経理部門に携わってきたほか、2022年からは常務執行役員として経理部門を所管しており、この経験が当社の経営に資するものと期待されるため、取締役候補者としたものであります。





社外取締役候補者

独立役員

牛年月日 1956年12月27日生 所有する当社の株式の数

4.200株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 弁護士登録

1987年 4月 英国クライド・アンド・カンパニー法律事務所所属

1990年 9月 岡部・川口法律事務所開設

2000年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役

2004年 6月 玉井商船株式会社 社外監査役

現在に至る

2010年 1月 岡部・山口法律事務所 代表

2014年 4月 法務省法制審議会商法(運送・海商関係) 部会委員

2014年 6月 当社監査役

2016年 2月 法務省法制審議会商法(運送・海商関係)部会委員退任

2016年 3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役退任

同社 社外取締役 (監査等委員)

現在に至る

2017年 6月 当社監査役退任

当社取締役 現在に至る

2017年 8月 弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表

2022年 4月 中央大学法科大学院客員教授

現在に至る

法務省法制審議会商法(船荷証券等関係)部会臨時委員

現在に至る

2022年 7月 弁護士法人山口総合法律事務所 代表

現在に至る

[重要な兼職の状況]

弁護士法人山口総合法律事務所 代表

ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

玉井商船株式会社 社外監査役

中央大学法科大学院客員教授

#### [社外取締役候補者とした理中及び期待される役割の概要]

山口修司氏は、弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識・経験を有し ており、当社社外監査役及び社外取締役としての在任期間中、独立した立場から的確 な意見を述べ、業務執行に対する監督・助言等を行うなど、その職責を十分に果たし ていただいております。同氏は上記のとおり専門的な知識・経験を有し、当社の業務 内容に精通しており、引き続きこれらを活かして当社の経営の監督を行っていただく ことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、 同氏は現在指名・報酬委員会の委員であり、同氏の選任が承認可決された場合、引き 続き同委員会の委員として、取締役及び監査役の指名及び報酬等に関する事項につい て関与・助言をいただく予定であります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役と なること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によ り、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。



英明 河井

社外取締役候補者

独立役員

牛年月日 1954年9月1日生 所有する当社の株式の数 1,700株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック ホールディングス株式会社) 入計

2008年 4月 同社役員

2011年 4月 パナソニック株式会社(現パナソニックホールディングス株式会社)

常務役員

2012年 6月 同社常務取締役

2014年 4月 同社代表取締役専務

2017年 6月 同社顧問

2018年 4月 同社客員

2018年 4月 大阪市高速電気軌道株式会社

代表取締役社長

現在に至る

2020年 6月 当社取締役

現在に至る

[重要な兼職の状況]

大阪市高速電気軌道株式会社 代表取締役社長

#### [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

河井英明氏は、パナソニック株式会社(現 パナソニック ホールディングス株式会 社)の代表取締役専務を務められたほか、現在は大阪市高速電気軌道株式会社の代表 取締役社長を務められるなど企業経営者としての豊富な経験・高い知見を有してお り、当社社外取締役としての在任期間中、独立した立場から的確な意見を述べ、業務 執行に対する監督・助言等を行うなど、その職責を十分に果たしていただいておりま す。同氏は上記のとおり豊富な経験・高い知見を有しており、引き続きこれらを活か して当社の経営の監督を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選 任をお願いするものであります。また、同氏は現在指名・報酬委員会の委員であり、 同氏の選任が承認可決された場合、引き続き同委員会の委員として、取締役及び監査 役の指名及び報酬等に関する事項について関与・助言をいただく予定であります。

社外取締役候補者

独立役員

牛年月日 1967年8月22日生

所有する当社の株式の数 200株

#### 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4月 大阪瓦斯株式会社入社

2002年 4月 株式会社パレット代表取締役社長

(大阪瓦斯株式会社から出向)

2005年 6月 株式会社パレット代表取締役社長退任

2006年 7月 大阪瓦斯株式会社退社

2006年10月 株式会社マーチ創業 同社代表取締役

2009年 2月 同社退社

2009年 4月 大阪府庁入庁(特定仟期付職員・府民文化部広報課参事)

2012年 3月 同庁退庁

2013年 4月 株式会社マーチ入社

2014年11月 同社代表取締役

現在に至る

2016年 4月 大阪府枚方市広報アドバイザー

2017年 4月 宮崎県日向市広報アドバイザー

2019年 3月 宮崎県日向市広報アドバイザー退任

2020年 3月 大阪府枚方市広報アドバイザー退任

2022年 6月 当社取締役

現在に至る

[重要な兼職の状況]

株式会社マーチ 代表取締役

#### [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

伊賀真理氏は、大阪瓦斯株式会社から出向して株式会社パレットの代表取締役社長 を務められたほか、人材や組織活性化のコンサルティング業務を行う株式会社マーチ を創業され、現在は同社代表取締役を務められるなど企業経営者としての豊富な経 験・高い知見を有しており、当社社外取締役としての在任期間中、独立した立場から 的確な意見を述べ、業務執行に対する監督・助言等を行うなど、その職責を十分に果 たしていただいております。同氏は上記のとおり豊富な経験・高い知見を有してお り、引き続きこれらを活かして当社の経営の監督を行っていただくことが期待される ため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は現在指名・ 報酬委員会の委員であり、同氏の選任が承認可決された場合、引き続き同委員会の委 員として、取締役及び監査役の指名及び報酬等に関する事項について関与・助言をい ただく予定であります。

- (注) 1. 宗 克典氏は、当社の子会社である J-WeSco株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社から事務代行業務等を受託する などの取引があります。また、当社は同社に債務保証を行っております。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はあり ません。
  - 2. 当社は、現在当社の社外取締役である山口修司、河井英明及び伊賀真理の各氏との間で責任限定契約を締結しております。 各氏の選任が承認可決された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約 の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき は、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

- 3.当社は、小野孝則、永田昭仁、宗 克典、山口修司、河井英明及び伊賀真理の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規 定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償すること としております。各再任候補者の選任が承認可決された場合、各氏との間で当該補償契約を継続する予定であり、また新任 候補者の星野公彦氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で当該補償契約を締結する予定であります。
- 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責 任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候 補者の選任が承認可決された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありませ ん。なお、2023年7月に当該保険契約の更新を予定しております。
- 5. 山口修司、河井英明及び伊賀真理の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 6. 川口修司氏の当社の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年、河井英明氏の当社の社外取締役在任期間は本総会 終結の時をもって3年、伊賀真理氏の当社の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。また、山口修司 氏は過去に当社の監査役でありました。
- 7. 当社は、山口修司、河井英明及び伊賀真理の各氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として同取引所に届け 出ております。
- 8. 山口修司氏は、弁護士法人山口総合法律事務所の代表であり、当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引 がありますが、これらの直近の事業年度における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談 等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断してお ります。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したものではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結し ておりません。
- 9. 河井英明氏は、パナソニック株式会社(現 パナソニック ホールディングス株式会社)に在籍した経歴があり、当社は同社 と物流業務及びインターネットサービスに関する取引がありますが、これらの直近の事業年度における取引額は、物流業務 については当社連結営業収益の0.01%未満、インターネットサービスについては同社連結売上高の0.01%未満といずれも 僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

#### (ご参考)

各取締役の専門性・経験(第146期定時株主総会後の予定)

		当社における 地位	専門性・経験							
氏 名	名		企業経営	営業	現業オペ レーション	国際性	サステナビ リティ・ ESG	財務・会計	人事・労務	法務・コン プライアン ス・監査
小野	孝則	代表取締役社長 社長執行役員	0	0	0	0	0		0	0
永田	昭仁	代表取締役 常務執行役員	0	0	0	0	0		0	
宗	克典	取締役 常務執行役員	0	0	0		0			
星野	公彦	取締役 常務執行役員	0			0	0	0		0
Ш□	修司	取締役				0				0
河井	英明	取締役	0		_	0	0	0		0
伊賀	真理	取締役	0						0	

- (注) 1. 上表は、各取締役が有する専門性・経験のすべてを表したものではありません。
  - 2. 代表取締役、役付取締役及び役付執行役員は、本総会終了後の取締役会で決定する予定です。

#### 監査役1名選任の件 第3号議案

監査役 荒木喜代志氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名 の選仟をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委 員会の答申を踏まえ、監査役会の同意を得たうえ、取締役会で決定しております。

# 宮川眞喜雄

新仟

社外監査役候補者

独立役員

牛年月日 1951年1月6日生

所有する当社の株式の数 0株

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年 4月 運輸省入省

1979年 4月 外務省へ移籍

2012年 9月 外務省中東アフリカ局長兼アフガニスタン・パキスタン担当特別代表 (大使) 兼日米原子力協力担当大使

2014年 3月 駐マレーシア特命全権大使

2019年11月 外務省退官

2020年 1月 内閣官房国家安全保障局 国家安全保障参与

2020年 6月 橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役

現在に至る

2021年10月 国家安全保障参与退任

[重要な兼職の状況]

橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役

#### 「社外監査役候補者とした理由」

宮川眞喜雄氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知 識・見識を有しており、これらを当社の監査に活かしていただくため、社外監査役と して選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役とな ること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、 社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、宮川眞喜雄氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定 契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき は、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。
  - 3. 当社は、宮川眞喜雄氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する 予定であり、当該補償契約では同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することと しております。
  - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責 任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。宮川 眞喜雄氏の選任が承認可決された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありま せん。なお、2023年7月に当該保険契約の更新を予定しております。

- 5. 宮川眞喜雄氏は、社外監査役候補者であります。
- 6. 当社は、宮川眞喜雄氏を株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- 7. 宮川眞喜雄氏は、2021年10月まで国家公務員であり、当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があります が、直近の事業年度における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、独立性に影響を与えるものではないと 判断しております。

以上

#### 添付書類

#### 業 報

′2022年4月 1 日から**)** √2023年3月31日まで**)** 

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当期の経済環境は、国内においては個 人消費や設備投資が緩やかに持ち直した 一方、ウクライナ情勢に端を発する原材 料・資源価格の高騰に伴う物価上昇や世 界経済の減速懸念の影響により、景気は 一進一退の状況が続きました。海外にお いては、米国では、景気は持ち直しまし たが、急速な金融引締めによる下振れり スクが高まりました。また中国では新型 コロナウイルス感染症の再拡大の影響で 景気が減速した後、ゼロコロナ政策の終 了による景気回復が見られたものの力強 さを欠きました。

物流業界では、倉庫貨物の保管残高は 前期を上回って推移しましたが、荷動き は概ね前期並みとなりました。海運業界 では、コンテナ市況の高騰が緩やかにな り、その後は世界的なインフレ等の影響 で荷動きが減速し、市況は落ち込みまし た。不動産賃貸業界では、オフィスビル の空室率は上昇基調が続き、賃料水準は 緩やかな下落傾向を示しました。

このような情勢のもと、当社グループ におきましては、当期が最終年度となる中 期経営計画で掲げた事業基盤の強靭化を更 に推し進め、物流及び不動産の両事業の収 益力強化を目指し、同計画で策定した諸施 策を着実に遂行してまいりました。

物流事業では、国内においては、神戸 市・ポートアイランドの大型倉庫で定温 設備を増強するなど、施設の高機能化に よる多様な物流サービスの提供に努めた ほか、静岡県袋井市において新倉庫の建 設を進めました。また、情報通信技術の 活用により、輸出入通関事務のデジタル 化を推進するなど、荷捌業務の効率化に 取り組んでおります。海外においては、 タイで新倉庫建設に着手したほか、米国 ではテキサス州に新たな拠点を開設する など、国際物流ネットワークの拡充を図 りました。

不動産事業では、大阪府池田市におい て賃貸用不動産物件を取得するなど、事 業の拡大に取り組んでまいりました。

また、当社グループの最適な事業ポー トフォリオを検討した結果、コア事業で ある物流事業及び不動産事業に経営資源 を集中するとの方針のもと、海運事業を 営むWestwood Shipping Lines, Inc. の全株式及び当社連結子会社SW Maritime 1, Inc.等全4社が保有する船 舶を2022年6月にシンガポールの海運 会社であるSwire Shipping Pte. Ltd.及 びその関係会社に譲渡いたしました。

このような取組みのもと、当期の連結 決算につきましては、国内では倉庫貨物

の取扱いが堅調であったほか、国際一貫 輸送が増収、海外子会社の業績も好調と なりましたが、Westwood Shipping Lines, Inc.及びその子会社2社が第1四半 期連結会計期間末に当社の連結の範囲か ら除外されたことにより、海運事業収入 が大幅に減少したことから、営業収益は 2.239億4千8百万円(前期比3.2%減)、 営業利益は260億9千万円(前期比6.0% 減)となりました。経常利益は、受取配当 金が増加したものの、291億1千5百万円 (前期比4.3%減)となり、親会社株主に 帰属する当期純利益は、関係会社株式売却 益等の計上により、224億5千5百万円(前 期比14.0%増)となりました。なお、中期 経営計画の業績目標である営業収益 2.100億円及び営業利益120億円は、前 期に引き続き達成いたしました。

**事業セグメント別の状況**は次のとおりであ ります。

#### [物流事業]

倉庫業では、機械部品等の取扱いが増 加し、また保管残高も好調に推移したこ とから、倉庫収入は304億1千5百万円 (前期比5.3%増)となりました。

港湾運送業では、コンテナ荷捌の収益 が微増となったことから、港湾運送収入 は323億7千5百万円(前期比0.2%増) となりました。

国際輸送業では、海上運賃の高騰によ り国際一貫輸送が増収となったことに加 え、海外子会社では米国を中心に業績が 好調に推移し、また円安効果もあり増収 となったことから、国際輸送収入は702億 5千2百万円(前期比21.0%増)となり ました。

陸上運送業及びその他の業務では、e コマース関連輸送が堅調であったことな どにより、陸上運送ほか収入は606億6千 2百万円(前期比2.6%増)となりまし

以上の結果、物流事業の営業収益は 1.937億6百万円(前期比8.6%増)とな り、営業利益は156億3千5百万円(前 期比9.3%増)となりました。

#### [海運事業]

海運事業では、Westwood Shipping Lines, Inc.及びその子会社2社の業績が 第1四半期連結会計期間の3か月分の反 映にとどまったため、営業収益は214億 6千8百万円(前期比52.9%減)、営業 利益は102億9千5百万円(前期比 21.7%減)となりました。

#### [不動産事業]

不動産事業では、前期及び当期に取得 した賃貸用不動産が寄与したものの、一 部テナントの賃料改定等により、営業収 益は前期並みの106億7千4百万円(前 期比0.01%増)、営業利益は減価償却 費の増加などにより、51億8千7百万円 (前期比2.1%減)となりました。

## 事業セグメント別営業収益

[	<u> </u>	分		前 期 <b>(</b> 2021年4月 1 日から <b>)</b> 2022年3月31日まで <b>)</b>	当 期 <b>(</b> 2022年4月 1 日から <b>)</b> <b>(</b> 2023年3月31日まで <b>)</b>
物	流	<b> </b>	業	百万円 178,347	百万円 193,706
(倉	庫		入)	(28,888)	(30,415)
(港 湾	運送	収	入)	(32,297)	(32,375)
(国際	輸送	収	入)	(58,038)	(70,252)
(陸 上 )	重 送 ほ	か収	入)	(59,122)	(60,662)
海	運	<b>F</b>	業	45,585	21,468
(海 運	事業	収	入)	(45,585)	(21,468)
不 動	産	事	業	10,673	10,674
(不動	産 事 第	€ 収	入)	(10,673)	(10,674)
事業セグ	メント間内	部営業	収益	△3,145	△1,901
合			計	231,461	223,948

<sup>(</sup>注) 事業セグメント間内部営業収益は、物流事業、海運事業及び不動産事業の営業収益に含まれる各事業セグメント間の取引に係 る収益であります。

## 事業セグメント別営業利益

	区		分		前 期 <b>(</b> 2021年4月 1 日から <b>)</b> (2022年3月31日まで <b>)</b>	当 期 <b>(</b> 2022年4月 1 日から <b>)</b> (2023年3月31日まで <b>)</b>
					百万円	百万円
物	流		事	業	14,303	15,635
海	運		事	業	13,152	10,295
不	動	産	事	業	5,296	5,187
調		整		額	△5,004	△5,027
合				計	27,748	26,090

<sup>(</sup>注) 調整額は、主に各事業セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。

## (2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は、129億7千7百万円であり、そのうち主要なものは次のとおりで あります。

#### 物流事業

#### 当期末において工事を継続中の主要設備

	設備の内容	竣工予定年月
遠州トラック株式会社	倉庫(静岡県袋井市、3階建(一部4階建)、 延約30,920㎡)	2023年10月 (着工:2022年3月)
Sumiso (Laem Chabang) Co., Ltd.	倉庫(タイ、平屋建2棟、延約14,910㎡)	2023年5月 (着工:2022年8月)

#### 不動産事業

#### ① 当期中に取得した主要設備

	設備の内容	取得年月
当   社	賃貸用共同住宅 (大阪府池田市、10階建、延3,605㎡)	2022年6月

#### ② 当期中に改修した主要設備

	設備の名称及び工事の内容	完了年月
当    社	東京住友ツインビルディング(東京都中央区) 2022年度保全工事	2023年3月

上記のほか、当期中に実施した重要な固定資産の売却は次のとおりであります。 海運事業

### 当期中に売却した主要設備

	設備の内容	船名	総トン数	売却年月
SW Maritime 1, Inc.	船舶	Westwood Rainier	32,551トン	2022年6月
SW Maritime 2, Inc.	船舶	Westwood Columbia	32,551トン	2022年6月
SW Maritime 3, Inc.	船舶	Westwood Victoria	32,551トン	2022年6月
SW Maritime 4, Inc.	船舶	Westwood Olympia	32,551トン	2022年6月

## (3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金、借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行 により賄いました。当該コマーシャル・ペーパーの当期末残高は50億円であります。

#### (4) 他の会社の株式の取得又は処分の状況

当社の子会社である J-WeSco株式会社は、その子会社であるWestwood Shipping Lines, Inc.の発行済株式の全部を、2022年6月29日(米国西海岸標準時)にシ ンガポールの海運会社であるSwire Shipping Pte. Ltd.の米国における関係会社 SSPL US Inc.に譲渡いたしました。

## (5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、景気の持ち直しが 期待されますが、世界的な金融引締めに 伴う海外景気の下振れが重荷となり、回 復の鈍化が懸念されます。世界経済は、 長期化する物価高が需要の低下を招いて 景気減速が危惧されるなど、先行き不透 明感が高まっております。

物流業界におきましては、輸出入貨物 の荷動きの回復が期待されますが、ウク ライナ情勢の長期化や米中対立などによ り荷動きは低迷するおそれがあります。 不動産賃貸業界におきましては、今後も 大型の新築ビルの竣工が続く予定であ り、都心部の空室率は上昇基調となり、 賃料水準は下落傾向を示すものと予想さ れます。

このような情勢のなか、当社グループ は、更なる事業構造改革を進め、経済環 境の悪化に影響されにくい企業体質への 変革を推進することとし、着実なキャッ シュフロー創出と中長期的な企業価値向 上を図るため、2023年度から3か年の 新たな中期経営計画を策定いたしまし た。物流事業の持続的な成長と不動産事 業の収益規模の拡大を目指すべく、次の 各事業戦略を遂行して株主還元の充実に 努めるとともに、FSGを念頭に置いた経 営に取り組んでまいります。

#### 【物流事業】

① 引き続き国内外の拠点を拡充し、 特に海外における事業拡大に努め る。

② 人的投資の推進により人材を育成 するとともに、DXの取組みを加速 させ、現場力及び顧客提案力の向 上を図る。

#### 【不動産事業】

- ① 新規の不動産物件の取得を積極的 に推進する。
- ② 事業領域を拡大し、不動産販売事 業に取り組む。

#### 【ESG経営】

- ① 環境負荷の軽減及び気候変動問題 への取組みを推進する。
- ② 「人」への投資を強化する。
- ③ 政策保有株式の縮減を進める。

当社は顧客の物流戦略における最適な ロジスティクス・パートナーとして信頼 される存在であり続けるとともに、物流 事業及び不動産事業を通じて、人々の豊 かな暮らしと持続可能な社会の実現に貢 献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後と もより一層のご理解とご支援を賜ります ようお願い申しあげます。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

	X		分	第143期 (2019年度)	第144期 (2020年度)	第145期 (2021年度)	第146期(当期) (2022年度)
営	業	収	益 (百万円)	191,721	192,024	231,461	223,948
営	業	利	益 (百万円)	11,101	10,963	27,748	26,090
経	常	利	益 (百万円)	13,596	13,552	30,421	29,115
親会社	株主に帰属	する当期	触維 (百万円)	8,951	8,454	19,703	22,455
1 杉	‡当たり	リ当其	阴純利益 (円)	105.74	101.72	242.55	281.09
総	資	ť	産 (百万円)	318,458	348,968	373,720	385,791
純	資	ť	産 (百万円)	171,976	196,241	213,945	228,945

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均の発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均の発行済株式の総数に ついては自己株式数を控除した株式数を用いております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第145期の期首から適用しております。

## **(7) 重要な子会社の状況** (2023年3月31日現在)

区分	会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
物流事業	住友倉庫九州株式会社	百万円 80	100.0	倉 庫 業
(倉庫業)	株式会社若洲	80	100.0	倉 庫 業
物流事業	泉洋港運株式会社	百万円 55	89.4 (11.6)	港湾運送業
(港湾運送業)	ニッケル.エンド.ライオンス 株式会社	40	62.0	港 湾 運 送 業
	Sumitomo Warehouse	干米ドル	%	
	(U.S.A.), Inc.	13,984	100.0	倉 庫 業
	Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH	4,936	100.0	倉 庫 業
	Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd	モシンガポールドル 24,400	100.0	倉 庫 業
物流事業(国際輸送業)	Union Services (S'pore) Pte Ltd	500 モタイバーツ	100.0	構 内 作 業 運 送 取 扱 業
	Rojana Distribution Center Co., Ltd.	75,000	86.5 (48.5)	倉 庫 業
	住友倉儲(中国)有限公司	20,000 <sub>千香港ドル</sub>	100.0	倉 庫 業
	香港住友倉儲有限公司	4,000	100.0	運送取扱業
物流事業	遠州トラック株式会社	百万円 1,284	60.7	自動車運送業
(陸上運送業)	井住運送株式会社	100	100.0	自動車運送業
海運事業	J-WeSco株式会社	百万円 10	70.6 (0.2)	Westwood Shipping Lines, Inc.の経営管理

- (注) 1. 出資比率は、自己株式数を控除して計算しております。
  - 2. 出資比率欄の括弧内は、当社の子会社による出資比率を内数で示しております。
  - 3. J-WeSco株式会社が2022年6月29日(米国西海岸標準時)にWestwood Shipping Lines, Inc.の発行済株式の全 部を譲渡したため、Westwood Shipping Lines, Inc.は重要な子会社から除外いたしました。本件株式譲渡以降、J-W e S c o 株式会社は、主要な事業内容として株式譲渡に係る対価の収受及び同社株主への配当金支払などに関する業務を 行っております。

連結子会社は上記の重要な子会社14社を含め42社(前期末44社)、持分法適用会社は5社 (前期末6社) であります。

## (8) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

物流事

庫 国内における、寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物 倉 の入出庫及びこれに付随する流通加工等の業務

港湾運送業 国内の港湾における、海上運送に接続する貨物の船積み及び陸揚げ並び にその荷捌き等の業務

国際輸送業 陸海空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際複合輸送を取り扱う 業務並びに海外における保管、荷役及び運送等を取り扱う業務

陸上運送業 国内における、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道に よる運送を取り扱う業務

海運代理店等の業務 運

> (注) 第1四半期連結会計期間末にWestwood Shipping Lines, Inc.及びその子会社2社が当社 の連結の範囲から除外されたため、「船舶を使用する貨物運送業務」を事業内容から除 外しております。

不動産を売買、賃貸及び管理する業務 不動産事業

## **(9) 主要な事業所**(2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

X	分	名 称	所在地	名 称	所在地
本	店	本 社	大阪市	東京本社	東京都港区
		大阪支店	大阪市	神戸支店	神戸市
支	店	東京支店	東京都港区	横浜支店	横浜市
		名古屋支店	名古屋市		

#### 重要な子会社の主要な事業所

区分	名 称	所在地
	住友倉庫九州株式会社	福岡市
	株式会社若洲	東京都江東区
	泉洋港運株式会社	神戸市
	ニッケル.エンド.ライオンス株式会社	神戸市
	Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.	米国
	Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH	ドイツ、ベルギー、英国
物流事業	Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd	シンガポール
	Union Services (S'pore) Pte Ltd	シンガポール
	Rojana Distribution Center Co., Ltd.	タイ
	住友倉儲(中国)有限公司	中国
	香港住友倉儲有限公司	中国
	遠州トラック株式会社	静岡県袋井市
	井住運送株式会社	兵庫県尼崎市
海運事業	J-WeSco株式会社	東京都港区

## (10) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

	区	分		人 数(前期末比増減)		
物	流	事	業	4,199名 ( 38名増)		
海	運	事	業	42名 ( 88名減 )		
不	動	産 事	業	52名 ( 2名増 )		
管	理	部	門	169名 ( 1名減 )		
合			計	4,462名 ( 49名減 )		

## (11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

			借	入	先				借入金残高
									百万円
株	式	<b>≘</b> 1	社 三	井	住	友	銀	行	8,993
Ξ	井 住	友	信言	迁 銀	行	株	式 ź	会 社	6,017
株	式 会	社	日 4	区 政	策	投	資金	艮 行	4,000
農	林		中	ī	夬	<u> </u>	金	庫	3,870
株	式	会	社	静	+	到	銀	行	1,464

## **2. 会社の株式に関する事項**(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

200.000.000株

(2) 発行済株式の総数

79.997.315株

(3) 株主数

36.637名

(4) 大株主(上位10名)

株	主	名		持 株 数	持株比率
住友不重	加 産 株	式 会	社	<sub>千株</sub> 7,854	9.89
日本マスタートラス				7,819	9.85
大和ハウ	ス工業	株式会	社	5,000	6.30
株式会社日本カ	ストディ銀	行(信託口	])	2,863	3.61
三井住友海.	上火災保	険 株 式 会	社	2,067	2.60
住 友 生 命	保険相	互 会	社	1,795	2.26
三井住友信	託 銀 行	株 式 会	社	1,790	2.26
株 式 会 社	三 井 住	友 銀	行	1,775	2.24
住 友 商	事  株	式 会	社	1,690	2.13
日 本 電	気 株	式 会	社	1,655	2.08

<sup>(</sup>注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(601,807株)を控除して計算しております。

## (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の中長期的な企業価値向上に対する取締役(社外取締役を除く)の貢献意欲を一層 高めるとともに、在任中から株式を保有することにより、早期に株主との価値共有を実現 することを目的として、役位及び職責等に応じて定められた数の譲渡制限付株式を支給す る譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当該制度の概要及び当期中に交付した譲 渡制限付株式の内容は次のとおりであります。

- ① 譲渡制限付株式報酬制度の概要
  - ア. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の 数の上限を100.000株とする。

イ. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式を割り当てる日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位から も退任する日までの間を譲渡制限期間とする。

#### ウ. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に法令、当社 の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた 場合等には、当該株式を無償で取得する。

#### 工. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中に法令、当社 の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた 場合等を除き、当該株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡 制限を解除する。

② 取締役に交付した株式

	株式数	交付対象者数		
取締役(社外取締役を除く)	17,800株	4名		

## (6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき取得した自己株式

取得した株式の種類 当社普诵株式 取得した株式の総数 1,434,600株 取得した株式の総額 2,999,819,000円

取得期間 2022年5月16日から2022年12月7日まで

② 自己株式の消却

2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき消却した自己株式

消却した株式の種類 当社普通株式 消却した株式の数 1.434.600株 消却した日 2023年3月31日

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の状況(2023年3月31日現在)

名称	発行決議の日	新 株 予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及 び 数	払込金額 (新株予約権 1個当たり)	行使価額 (1株当たり)	行使期間
2015年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	2015年 8月28日	59個	当社普通株式 29,500株	563,000円	1円	2018年9月17日から 2035年9月16日まで
2016年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	2016年 8月30日	75個	当社普通株式 37,500株	483,000円	1円	2019年9月21日から 2036年9月20日まで
2017年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	2017年 8月31日	65個	当社普通株式 32,500株	698,000円	1円	2020年9月20日から 2037年9月19日まで
2018年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	2018年 6月27日	77個	当社普通株式 38,500株	643,000円	1円	2021年7月18日から 2038年7月17日まで
2019年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	2019年 6月20日	85個	当社普通株式 42,500株	626,000円	1円	2022年7月11日から 2039年7月10日まで

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第143期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプション制度に代えて譲渡制限付 株式報酬制度を導入していることから、2020年度以降、新株予約権の新たな発行及び交付は行っておりません。
  - 2. 上記の各新株予約権の行使に際しては当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であ ります。
  - 3. 2018年10月1日をもって、当社普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行ったことにより、「目的となる株式の種類 及び数1の項目に記載の内容は調整されております。
  - 4. 割当時の払込金額は、新株予約権の割当てを受けた者が当社に対して有する報酬債権と相殺されております。
  - 5. 割当てを受けた者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限されます。

#### 「株価条件]

(1) 当社株価成長率がTOPIX (東証株価指数) 成長率と同じか、これを上回った場合には、割 り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率(g)及びTOPIX成長率(gTOPIX)は、次に定める計算式により算出 する。ただし、当社が、新株予約権を割り当てる日(以下、割当日という)の属する月の直 前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割(当社普通株式 の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ) 又は株式併合を行い、当社株 価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、 株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。ま た、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合 併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値 の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができ る。

 $g = (a+b) \div c$ 

a:割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけ る当社普通株式の終値平均値

b:割当日後3年間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

c:割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終 值平均值

#### gTOPIX=d ÷ e

d:割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均

e:割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

(2) 当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の 個数(X)を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

 $X = Y \times g \div g \text{ TOPIX}$ 

Y :割り当てられた新株予約権の個数

g : 当社株価成長率 g TOPIX: TOPIX成長率

## (2) 当社役員が保有している新株予約権の状況(2023年3月31日現在)

名称	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	38個(2名)	3個(1名)
2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	48個(2名)	4個(1名)
2017年度株価条件付株式報酬型 ストックオプション新株予約権	36個(3名)	3個(1名)
2018年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	38個(3名)	6個(2名)
2019年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	41個(4名)	8個(2名)

- (注) 1. 上記の各新株予約権は取締役又は執行役員としての職務執行の対価として交付されたものであります。
  - 2. 監査役が保有する新株予約権は、当該監査役が執行役員の地位にあった時に交付されたものであります。
  - 3. 社外取締役は新株予約権を保有しておりません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	管掌・担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小 野 孝 則	
代 表 取 締 役 (専務執行役員を兼務)	間 嶋 弘	管理部門管掌 総務部、事業推進部、情報システム部担当
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	宗 克典	海上業務・国際各部門管掌 海上業務部担当 J-WeSco株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	永 田 昭 仁	業務・不動産・国内営業各部門管掌 業務部、アーカイブズ事業部、関連事業部、 開発事業部、監査部、道頓堀再開発室担当
取 締 役	山 口 修 司	弁護士 弁護士法人山口総合法律事務所 代表 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役(監査等委員) 玉井商船株式会社 社外監査役 中央大学法科大学院客員教授
取 締 役	河 井 英 明	大阪市高速電気軌道株式会社 代表取締役社長
取 締 役	伊 賀 真 理	株式会社マーチ 代表取締役
監査役(常勤)	江 口 忠 衛	
監査役(常勤)	坂 口 晃	
監 査 役	荒 木 喜代志	外務省 参与
監 査 役	高橋和人	公認会計士、税理士
監 査 役	大 仲 土 和	弁護士 リードリーフ法律事務所 代表 関西大学名誉教授 積水樹脂株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役山口修司、河井英明及び伊賀真理の各氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役荒木喜代志、高橋和人及び大仲土和の各氏は、社外監査役であります。
  - 3. 取締役山口修司、河井英明及び伊賀真理並びに監査役荒木喜代志、高橋和人及び大仲土和の各氏は、株式会社東京証券取 引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
  - 4. 2022年6月29日開催の第145期定時株主総会において、伊賀真理氏が新たに取締役に、江口忠衛氏が新たに監査役にそ れぞれ選任され就任しました。
  - 5. 2022年6月29日開催の第145期定時株主総会終結の時をもって、矢吹 治氏は辞任により監査役を退任しました。

6. 当期中の取締役の管掌の異動は次のとおりであります。 2022年6月29日付

E	£	2	7	異動後	異動前
間	嶋		弘	管理部門管掌	管理・業務・不動産各部門管掌
宗		克	典	海上業務・国際各部門管掌	海上業務部門管掌
永	$\blacksquare$	昭	1_	業務・不動産・国内営業各部門管掌	国際・国内営業各部門管掌

7. 当期中の役付執行役員を兼務する取締役の担当の異動は次のとおりであります。 2022年6月29日付

氏		名		異動後	異動前						
間	嶋	3.	4	専務執行役員 総務部、事業推進部、情報システム部担当	専務執行役員 総務部、経理部、事業推進部、情報システム部 担当						
永	⊞	昭(	-	常務執行役員 業務部、アーカイブズ事業部、関連事業部、開発 事業部、監査部、道頓堀再開発室担当	常務執行役員 海外事業部、グローバル・ロジスティクス営業 部、西日本グローバル・ロジスティクス営業部、 航空貨物部、ロジスティクス・エンジニアリング 推進室、国際プロジェクト室担当						

- 8. 代表取締役社長小野孝則は、2022年6月9日付で一般社団法人日本倉庫協会会長を退任し、また、同日付で同協会副会長 に就任しました。
- 9. 監査役高橋和人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (ご参老)

2023年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	岩澤修一	海外事業部、グローバル・ロジスティクス営業部、 西日本グローバル・ロジスティクス営業部、航空貨物部、 ロジスティクス・エンジニアリング推進室、 国際プロジェクト室担当
常務執行役員	星野公彦	経理部担当 経理部長
常務執行役員	桜井剛	東日本営業部、西日本営業部、プロジェクト室、 物流営業管理室担当
執 行 役 員	松 永 透	神戸支店長
執行役員	髙橋茂文	大阪支店長
執 行 役 員	小 山 益 司	アーカイブズ事業部長
執行役員	松原薫	航空貨物部長
執行役員	松本年可	東京支店長
執 行 役 員	大 田 晃 正	横浜支店長
執 行 役 員	堀 内 浩	名古屋支店長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、各社外取締役及び各監査役との間で責任限定契約を締 結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任 について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に 定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役小野孝則、間嶋、弘、宗、克典、永田昭仁、山口修司、河井英明及び伊 賀真理並びに監査役江口忠衛、坂口 晃、荒木喜代志、高橋和人及び大仲土和の各氏との 間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及 び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。た だし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするた め、会社が会社役員に対してその責任を追及する場合、会社役員がその職務を行うにつき 悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合などは補償の対象としないことと しております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間 で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請 求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により塡補することとして おります。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する 損害賠償請求の場合等、一定の免責事由があるほか、一定の免責金額が定められておりま す。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保 険料を負担しておりません。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に 係る決定方針(以下、決定方針という)を決議しており、その概要は次のとおりであり ます。なお、監査役の報酬体系は、固定報酬である金銭報酬のみで構成し、各監査役の 報酬等は監査役の協議により決定する方針としております。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能す るよう業績及び株主価値等との適切な関連性を持たせた報酬体系とすることを基本 方針とする。

具体的には、取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬 から成る金銭報酬及び株式報酬で構成し、社外取締役の報酬体系は、固定報酬であ る金銭報酬のみで構成する。

#### イ. 各報酬等の算定方法等の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)に支給する報酬等のうち、固定報酬である金銭報 酬は、役位及び職責等に応じ、経営環境及び経済情勢等を総合的に勘案して決 定する。一方、社外取締役に支給する固定報酬である金銭報酬は、経営環境及 び経済情勢等を総合的に勘案して決定する。

取締役(社外取締役を除く)に支給する報酬等のうち、業績連動報酬である金 銭報酬は、当社グループの業績向上のインセンティブとなるよう連結営業収益 及び連結営業利益を業績指標として採用しており、当該指標の目標値に対する 達成度合いに応じて支給金額が変動する。

全取締役に支給する金銭報酬に関する報酬等の総額は、固定報酬及び業績連動 報酬を合わせて月額33百万円以内とする。

取締役(社外取締役を除く)に支給する報酬等のうち、非金銭報酬である株式報酬に ついては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当社の中長期的な企業価値向上 への貢献意欲を一層高めるとともに、在任中から株式を保有することで早期に株主と の価値共有を実現することを目的として、役位及び職責等に応じて定めた数の譲渡制 限付株式を支給する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当日から当社の取締役及 び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間とし、割当てを受けた取締役が 譲渡制限期間中に法令、当社の内部規程又は譲渡制限付株式割当契約に重要な点で違 反したと取締役会が認めた場合等において、当社は割り当てた株式を無償で取得す る。譲渡制限付株式に関する報酬等の総額は、年額60百万円以内とする。

上記の取締役報酬等の支給時期及び個人別の配分等については、原則として株主総 会終了後に開催する取締役会で決議し、金銭報酬は以降1年間毎月支給し、株式報酬 は当該任期期間中に支給することとする。

## ウ. 各報酬等の支給割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬から成る金銭報 酬及び株式報酬で構成されており、各個人の報酬等の総額に対する支給割合は、役 位及び職責等により異なるものの、概ね固定報酬が約8割、業績連動報酬が約1割、 株式報酬が約1割とすることを目安にしている。

また、社外取締役の報酬等は、固定報酬である金銭報酬のみで構成されており、全 額が固定報酬である。

#### 工. 各報酬等の決定手続に関する事項

取締役の個人別報酬等の決定に際しては、社外取締役の適切な関与・助言を得るこ とにより報酬等の決定手続の客観性や透明性を一層高めるため、取締役会の下に任 意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置することとしている。

同委員会は、取締役の個人別報酬等に関する事項の取締役会における審議に先立 ち、当該事項の原案について審議を行い、その結果を取締役会に答申する。

これを踏まえ、金銭報酬については、支給額の最終的な決定を社長に一任する旨、譲 渡制限付株式については、取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる旨を取締 役会においてそれぞれ決議し、金銭報酬の支給額は社長が最終決定することとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第129期定時株主総会において月額 33百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当 該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)です。また、 当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第143期定時株主総会において、株式 報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年100.000株以内(社外取締役は付与対 象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く) の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第129期定時株主総会において月額 8百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名で す。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の報酬等のうち金銭報酬については、取締役会の委任決議に基づき 代表取締役社長小野孝則が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び各取締役(社外取締役を除く)の業績連 動報酬の額の決定であり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各 取締役の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の諮問 機関である指名・報酬委員会に当該報酬の原案を諮問し、同委員会から答申を得ること としております。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を得た後、取締 役会で取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる株式数を決議することとしてお ります。

取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決 定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、同方針に沿う ものであると判断しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

你只反公		報酬等の総額	報酬等の	対象となる役員			
役員区分			(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	の員数(名)
取	締	役	312	241	35	36	7
(うち社外取締役)			(28)	(28)	(-)	(-)	(3)
監	査	役	76	76			6
(うち	ち社外監査	至役)	(20)	(20)	_	_	(3)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第145期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
  - 2. 業績連動報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して、業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給金額が 変動する金銭報酬を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業収益及び連結営業利益であり、また当該業 績指標を選定した理由は、当社グループの業績向上のインセンティブとなるようにするためであり、業績連動報酬等の額 の算定方法は役位及び職責等により定められた基準額に業績の達成状況に応じた一定の係数を乗じた金額を基に決定して おります。

- なお、当期を含む連結営業収益及び連結営業利益の推移は、「1.(6)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- 3. 非金銭報酬等として取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬を交付しております。 当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2.(5)当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載 のとおりです。

## (6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山口修司	兼職先である弁護士法人山口総合法律事務所、ザインエレクトロニクス株式会社、玉井商船株式会社及び中央大学は、いずれも当社との間に特別の関係はありません。
	河井英明	兼職先である大阪市高速電気軌道株式会社は、当社との間 に特別の関係はありません。
	伊賀真理	兼職先である株式会社マーチは、当社との間に特別の関係 はありません。
監 査 役	荒 木 喜代志	兼職先である外務省は、当社との間に特別の関係はありません。
	大 仲 土 和	兼職先であるリードリーフ法律事務所、関西大学及び積水 樹脂株式会社は、いずれも当社との間に特別の関係はあり ません。

# 当期における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
	山口修司	当期開催の取締役会15回すべてに出席しました。 弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営の監督に活かすことを期待していたところ、取締役会において会社の業務執行から独立した観点で積極的に発言し、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
取締役	河井英明	当期開催の取締役会15回すべてに出席しました。 企業経営者として豊富な経験・高い知見を有しており、これらを当社の経営の監督に活かすことを期待していたところ、取締役会において会社の業務執行から独立した観点で積極的に発言し、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
	伊賀真理	2022年6月29日に取締役就任後、当期開催の取締役会12 回すべてに出席しました。 企業経営者として豊富な経験・高い知見を有しており、これらを当社の経営の監督に活かすことを期待していたところ、取締役会において会社の業務執行から独立した観点で 積極的に発言し、社外取締役として業務執行に対する監督・助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。
	荒木喜代志	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、主に外交官として培ってきた豊富な国際経験・知識に基づく発言を行っております。
監査役	高橋和人	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、公認会計士として長年培ってきた専門的見地から発言を行っております。
	大 仲 土 和	当期開催の取締役会15回すべてに、また監査役会12回すべてに出席し、検事及び弁護士として長年培ってきた専門的見地から発言を行っております。

# 5. 会計監査人の状況

# (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

# (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当期に係る会計監査人の報酬等の額

49百万円

- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
- 82百万円
- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し検証した結果、会計監 査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額 を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe)GmbH、 Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd., Union Services (S'pore) Pte Ltd., Rojana Distribution Center Co., Ltd.、住友倉儲(中国)有限公司及び香港住友倉儲有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受け ております。

# (3) 非監査業務の概要

当社は、会計監査人に対して、公認会計十法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業 務)である「財務のデューデリジェンス業務」を委託し対価を支払っております。

# (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に 違反若しくは抵触した場合又は公序良俗に反する行為を行ったと判断した場合等には、そ の事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の是非の検討を行い、解任又は不再任が 妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する 議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員 の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、 解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報 告いたします。

# 6. 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況

# (1) 業務の適正を確保するための体制の 概要

当社の内部統制システム構築の基本方針 の概要は次のとおりであります。

- ① 当社及び当社の子会社(以下、当社グ ループという) の取締役及び従業員の職 務の執行が、法令及び定款等に適合する ことを確保するための体制
  - 当社グループは、事業活動を推進する にあたり、法令遵守はもとより、社会 規範及び企業倫理に則った公正かつ適 正な経営を実現するとともに、その透 明性を高め、将来にわたり社会的責任 を果たすことができるよう、以下の諸 施策を実施する。
  - ア、当社はコンプライアンス規則、住友 倉庫グループ企業行動指針、住友倉庫 グループ企業行動基準及びコンプライ アンス・マニュアルを定め、当社グル ープの業務に従事するすべての者は、 法令、各社の社内規則、社会規範及び 企業倫理を遵守する。
  - イ. 当社はCSR委員会を設置し、コン プライアンスに関する社内規則等の立 案を行い取締役会に付議するほか、関 係部署と連携してコンプライアンスに 関する教育・研修を充実させるなど、 取締役及び従業員に対しその周知、徹 底を図る。
  - ウ. 当社は、独立性を有する社外取締役 を選任することにより、取締役会の意 思決定及び取締役の職務執行に関する 経営監督機能の更なる強化を図る。

- エ. 当社は、当社及び主要な子会社の取 締役等が出席する内部統制連絡会を定 期的に開催し、法令遵守及び法令の制 定・改廃等に関する情報交換を行うな ど、コンプライアンスに対する意識の 向上に努める。
- オ. 当社は、通報先を社内窓口及び社外 の複数の弁護士とする内部通報制度を 適正に運用することにより、コンプラ イアンスに係る問題について情報を早 期に入手し、的確に対処する。子会社 はその規模等に応じて、内部通報制度 を適切に整備する。なお、当社グルー プは内部通報を行った者に対し、当該 通報を行ったことを理由とする不利な 取扱いは一切行わない。
- カ. 当社グループは、市民社会の秩序や 安全に脅威を与える反社会的勢力とは 一切の関係を持たないこととし、反社 会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 当社グループの取締役の職務の執行に 係る情報の保存及び管理に関する体制 ア. 当社グループは、株主総会議事録、 取締役会議事録のほか、取締役の重要 な意思決定に関する情報が記載された 文書(電磁的記録を含む。以下同じ) を、法令及び社内規則に基づき定めら れた期間、保存する。
  - イ. 当該文書は、担当部署が適正に管理 し、取締役及び監査役からの要請に備 え常時検索及び閲覧可能な状態を維持 する。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関 する規程その他の体制
  - ア. 当社は、リスク管理規則において定 められた基本方針等に基づき、当社グ ループの事業活動上のリスクに関する 管理体制を整備する。
  - イ. 当社は、当社グループの事業活動に おける重大なリスクが発生した場合に は、速やかに担当部署を定め、可能な 限り損失を回避するよう努める。
  - ウ. 当社は、当社グループにおいて不測 の事態や危機が発生した場合の報告体 制、対応要領等を整備する。
  - エ. 監査部は、当社及び主要な子会社の リスク管理に関する事項についての内 部監査を実施する。
- ④ 財務報告の基本方針及び財務報告の信 頼性を確保するための体制
  - ア. 当社は、法令及び一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準等の定める ところにより、財務報告を行う。
  - イ. 取締役会及び監査役は、財務報告の 信頼性を確保するため、財務報告プロ セスの合理性及び内部統制システムの 有効性に関して適切な監督及び監視を 行う。
- ⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われる ことを確保するための体制
  - ア. 取締役会は、執行役員制度の導入に より少人数の取締役で構成し、迅速か つ機動的に重要な業務執行に関する意 思決定を行うほか、各取締役の職務執 行状況を監督する。監査役は取締役会 に出席し、必要に応じて意見を述べ る。

- イ. 当社は、執行役員の業務執行上の職 責に応じて役付執行役員を選定し、執 行役員の業務執行機能の強化を図る。
- ウ. 当社は、常務執行役員以上で構成す る常務会を設置し、取締役会付議議案 の事前の検討やその他経営上の重要事 項の審議を行うなど、意思決定の一層 の効率化を図る。
- エ. 上記の経営管理組織における決定に 基づく業務執行については、取締役会 決議に基づき役割を分担する執行役員 等が、社内規則で定められた執行手続 きにより効率的に実施する。
- オ. 当社は、業務執行状況を適切に把 握・管理し、経営資源配分の最適化を 図る。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確 保するための体制
  - ア. 当社の子会社の取締役の職務執行に 係る事項の当社への報告に関する体制 (ア) 当社は、子会社の業績及び財務状 況に関する情報について定期的に報 告を受けるとともに、当該子会社に おいて経営上重要な事項を決定する 場合又は業務上重要な事項が発生し た場合は、当社への報告が行われる 又は必要に応じ当社への事前協議等 が行われる体制を構築する。
    - (イ) 当社は、当社の取締役及び常勤の 監査役等並びに主要な子会社の代表 取締役等が出席する関係会社打合会 を定期的に開催し、各子会社の現況 について報告させるとともに、経営 に関する重要な事項等について情報 交換を行う。

- イ. 当社の子会社の取締役の職務執行が 効率的に行われることを確保するため の体制
  - (ア) 当社は、子会社の統括及び指導を 行う部署(以下、子会社担当部とい う)を設置する。監査部は適宜子会 社の内部監査を行う。
  - (イ) 当社は、子会社の経営の自主性及 び独立性を前提としつつ、子会社の 適正な管理を図るために関係会社管 理要領を制定し、また当社グループ 内の資金を有効活用するなど、当社 グループの経営の効率性向上に努め る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員 を置くことを求めた場合における当該従 業員に関する事項、その従業員の取締役 からの独立性に関する事項及びその従業 員に対する指示の実効性の確保に関する 事項
  - ア. 監査役の業務補助及び監査役会の運 営に関する事務を行う組織として監査 役室を設置し、同室には専任者を置
  - イ. 監査役室に所属する従業員の人事評 価は常勤の監査役が行うとともに、異 動等人事に関する事項については事前 に常勤の監査役の同意を得る。
  - ウ. 監査役室に所属する従業員は、監査 役の指揮命令に従うとともに、監査役 の指示による調査権限を有する。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役及び従業員が当社の監 **査役に報告をするための体制** (ア) 監査役は、取締役会のほか、当社

- の経営に関する重要な会議への出席 等により、取締役及び従業員からそ の職務の執行状況の報告を受ける。
- (イ) 取締役は、当社及び当社グループ に著しい損害を及ぼすおそれがある 事実を発見したとき又は従業員から 当該事実の報告を受けたときには、 これを直ちに監査役に報告する。
- イ. 当社の子会社の取締役、監査役及び 従業員又はこれらの者から報告を受け た者が当社の監査役に報告をするため の体制
  - (ア) 子会社の取締役及び監査役は、当 社の監査役から業務の執行状況に関 する事項について報告を求められた ときは適切な報告を行う。
  - (イ) 当社は、子会社の取締役及び監査 役が、当社グループに著しい損害を 及ぼすおそれがある事実を発見した とき又は子会社の従業員から当該事 実の報告を受けたときには、これを 直ちに直接又は子会社担当部を通じ て、当社の監査役に報告する体制を 整備する。
- ウ. 当社グループは、職制を通じて直接 又は間接に当社の監査役に報告を行っ た者に対し、当該報告を行ったことを 理由とする不利な取扱いは一切行わな (1<sub>o</sub>
- エ. 監査役がその職務執行にあたり生ず る費用の前払等の請求を行った場合、 当該請求に係る費用又は債務が当該監 査役の職務執行に必要でないと認めら れた場合を除き、当該費用又は債務を 処理する。

- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われること を確保するためのその他の体制
  - ア. 監査役は、代表取締役と定期的に会 合し、その経営方針を確認するととも に、当社が対処すべき課題その他につ いて意見を交換し、相互認識を深め る。
  - イ. 監査役は、会計監査人と緊密な連携 を保ち、監査方針及び監査計画につい て説明を受けるとともに、会計監査に ついて随時報告を受け意見交換を行 う。
  - ウ. 監査部は、内部統制システムを含む 内部監査結果について監査役に報告す る。

# (2) 業務の適正を確保するための体制の 運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するため の体制の運用状況の概要は次のとおりであ ります。

- ① 当社は、取締役会を当期中に15回開 催し、法令及び社内規則等で定められた 重要な事項の意思決定を行うとともに、 業務執行取締役の職務執行状況に対する 監督を行いました。
- ② 当社は、СSR委員会を当期中に2回 開催し、当社のコンプライアンス、リス ク管理、財務報告に係る内部統制、環境 保全及び当社が提供するサービスの品質 改善等に関する事項を審議のうえ、諸施 策を推進しました。
- ③ 当社は、社内及び社外に内部通報窓口

を設置し従業員等への周知活動を行うな ど、内部通報制度の適正な運用に努めま した。主要な子会社においては、各社に 内部通報窓口を設置し、適切に運用して おります。

- ④ 当社は、国内関係会社打合会及び海外 関係会社打合会を当期中に各1回開催 し、主要な子会社の現況に関する報告を 受けるとともに、経営に関する重要事項 等の意見交換を行いました。
- ⑤ 当社は、主要な子会社を対象とした内 部統制連絡会を設置しており、同連絡会 においてコンプライアンスに関する情報 共有及び意見交換等を行うとともに、適 正な業務遂行に関する指導を行いまし た。
- ⑥ 当社は、会計監査人と連携を取りなが ら、財務報告の信頼性を確保するための 内部統制システムに関する体制を適切に 整備しております。
- ⑦ 当社の監査役は、取締役会など当社の 経営に関する重要な会議に出席して職務 執行の状況に関する情報を得るととも に、当社グループの取締役等から、監査 業務に必要な情報及び当社グループに関 する重要な情報等について報告を受ける など、監査役への報告は適切に行われて おります。

<sup>「</sup>備考」本事業報告に記載の金額(1株当たり当期純利益を除く)及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。 また、各比率及び1株当たり当期純利益は、表示桁数未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産 の	部	負 債 の	
流動資産	百万円 <b>92,016</b>	   流動負債	百万円 <b>50,794</b>
現金及び預金	48,994	<b>ガー 男                                  </b>	12,250
受取手形及び営業未収入金	22,961	短期借入金	13,416
版 売 用 不 動 産	2,894	コマーシャル・ペーパー	5,000
		未払法人税等	7,038
	17.225	賞 与 引 当 金	1,451
その他	17,335	そ の 他	11,637
貸倒引当金	△170	固定負債	106,050
固定資産	293,774	社	47,000
有形固定資産	166,069	長期借入金	16,995
建物及び構築物	86,570	繰延税金負債	28,009
機械装置及び運搬具	5,657	役員退職慰労引当金	76
船舶	467	退職給付に係る負債	4,335
工具、器具及び備品	1,007	長期預り金 その他	7,820
土 地	63,289	その他 <b>負債合計</b>	1,813 <b>156,845</b>
建設仮勘定	5,627		の 部
そ の 他	3,448	株主資本	157,653
無 形 固 定 資 産	6,966	資 本 金	14,922
借地大量	5,138	資本剰余金	12,347
ソフトウェア	1,622	利 益 剰 余 金	131,554
そ の 他	205	自 己 株 式	△1,171
投資その他の資産	120,739	その他の包括利益累計額	59,684
投資有価証券	112,674	その他有価証券評価差額金	54,920
長期貸付金	279	為替換算調整勘定	4,154
操延税金資産	1,089	退職給付に係る調整累計額	608
<ul><li> そ の 他</li></ul>	6,909	新 株 予 約 権 非支配株主持分	21 <i>7</i> 11,391
貸 倒 引 当 金	△214	非文配休主持刀   純 資 産 合 計	228,945
資産合計	385,791	<u> </u>	385,791
貝 圧 미 리	303,731	只 俱 代 艮 庄 口 引	303,731

# 連結損益計算書 (2022年4月1日から)

	金	額
科    目	内訳	合計
	百万円	百万円
営業収益		
	30,415	
	20,413	
港 湾 運 送 収 入	32,229	
倉     庫     収     入       港     湾     運     送     収     入       国     際     輸     送     収     入	70,250	
港     湾     運     送     収     入       国     際     輸     送     収     入       陸     上     運     送     収     入	47,726	
海 運 収 入	20,324	
物流施設賃貸収入	6,093	
倉     庫       厚     収       入入入入入入入及     次       厚     上     運       物     流     後     収       水     次     人       大     次     人       次     次     人       次     人     人     人       次     人     人     人 </td <td>0,093</td> <td></td>	0,093	
不 動 産 賃 貸 収 入	10,006	
物 流 施 設 賃 貸 収 入 不 動 産 賃 貸 収 入 そ の 他	6,902	223,948
営 業 原 価		
作業諸費	129,493	
	26,411	
八	ZU,411	
賃 借 料	10,360	
人     件     費       賃     借     料       租     税     公     課	2,418	
減 価 償 却 費	9,548	
そ の 他	10,103	188,335
営業総利益	10,105	35,613
<b>一                                    </b>		35,613
販売費及び一般管理費		9,522
営業利益		26,090
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金 持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,635	
持分法による投資利益	62	
その他	416	4,113
をおります。 をおります。 をおります。 のののの は は は は は は は は は は は は は は は は は	710	7,115
古来 /	335	
支払り		
為善差」類	128	
支 払 手 数 料	467	
そ の 他	155	1,088
経 常 利 益		29,115
特別利益		,
固定資産売却益	840	
	249	
投資有価証券売却益関係会社株式売却益		1 4 2 7 4
関係会社株式売却益	13,184	14,274
特_別損失		
固 定 資 産 除 却 損	429	
減損損失失	1,434	
事業構造改善費用	64	
新 数 関 連 費 用	217	
		2 221
損害補償費用	84	2,231
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		41,159
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	13,368	
法 人 税 等 調 整 額	△68	13,299
当期純利益		27,859
非支配株主に帰属する当期純利益		5,404
親会社株主に帰属する当期純利益		22,455
えばマイトをあるの 世 光 元 三 元 元 二 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元		ZZ, <del>4</del> 00

# (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	百万円 14,922	百万円 12,343	百万円 120,659	百万円 △1,062	百万円 146,863
当期変動額 剰余金の配当 親会社株主に帰属する当期純利益			△8,760 22,455		△8,760 22,455
自己株式の取得 自己株式の処分			∠2,433 △13	△3,001 106	△3,001 93
自己株式の消却			△2,786	2,786	_
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	3	10,894	△109	10,789
当 期 末 残 高	14,922	12,347	131,554	△1,171	157,653

	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に 係 る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新 株 予 約 権	非 支 配 株主持分	純資産合計
当期首残高	百万円 53,437	百万円 2,685	百万円 489	百万円 56,613	百万円 246	百万円 10,222	百万円 213,945
当期変動額 剰余金の配割 親会社株主に帰属する当期純社 自己株式の取得 自己株式のの取得 自己株式の取引に 係る親会社の持分変動							△8,760 22,455 △3,001 93 -
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,483	1,468	119	3,070	△29	1,168	4,210
当期変動額合計	1,483	1,468	119	3,070	△29	1,168	15,000
当 期 末 残 高	54,920	4,154	608	59,684	217	11,391	228,945

# 連結注記表

# 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関 する注記等

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数 42社 主要な連結子会社の名称

住友倉庫九州(株)、(株) 若洲、泉洋港運(株)、ニッケル、エンド、 ライオンス㈱、遠州トラック㈱、井住運送㈱、J-WeSco ㈱、Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.、Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH, Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd. Union Services (S'pore) Pte Ltd. Rojana Distribution Center Co., Ltd.、住友倉儲(中国) 有限公司、香港住友倉儲有限公司

なお、2022年6月に当社の子会社である J - We S c o ㈱ は、保有するその子会社(当社孫会社)であるWestwood Shipping Lines, Inc.の全株式を売却したため、Westwood Shipping Lines, Inc.及び同社の子会社2社を第1四半期連結 会計期間末に連結の範囲から除外しております。また、新た に子会社となった1社を当連結会計年度末から連結の範囲に 含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

三栄カーゴエーゼンシー(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営 業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持 分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を 及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した関連会社の数 主要な持分法適用関連会社の名称

商船港運㈱、住和港運㈱、Rabigh Petrochemical Logistics LLC、上海錦江住倉国際物流有限公司

なお、清算が結了した1社を第2四半期連結会計期間末に持 分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社 (三栄カーゴエーゼン シー㈱ほか)及び関連会社(アメリカンターミナルサービス (株)ほか) はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等の連結計算書類に及ぼす影響が 軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の 適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社に ついては、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しておりま す。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、在外連結子会社を除き、 連結決算日と一致しております。在外連結子会社の決算日は 12月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在 の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間 に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行って おります。

- 4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主に移動平均法による原価法

② 棚卸資産 (販売用不動産、仕掛品)

主に個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の 低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用して おります。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取 得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採 用しております。在外連結子会社は定額法を採用してお ります。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自 社利用分) については、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース 資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

**債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ** いては合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給 見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員退職慰労金の支払 いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給 額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連 結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、 給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時におけ る従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3~10 年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌 連結会計年度から償却しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及 び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合 要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適 用しております。

### (5) 収益及び費用の計 ト基準

当社及び連結子会社の「収益認識に関する会計基準」に定め る顧客との契約から生じる収益(以下、「顧客との契約から生 じる収益」) に関する主要な事業における主な履行義務の内容 及び当該履行義務の充足する通常の時点(収益を認識する通常 の時点) は以下のとおりであります。

### イ. 物流事業

倉庫業では、主に寄託を受けた物品を倉庫に保管す る業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流 通加工業務を行っております。保管業務は、役務提供 期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務提 供期間にわたり収益を認識しております。その他の業 務は、作業が完了した時点で履行義務が充足されると 判断し、作業完了時に収益を認識しております。

港湾運送業では、主に港湾における海上運送に接続 する貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌き業務を 行っております。当該業務は、作業が完了した時点で 履行義務が充足されると判断し、作業完了時に収益を 認識しております。

国際輸送業では、主に輸出入貨物の国際複合輸送を 取り扱う業務を行っております。当該業務は、国際輸 送の進捗とともに履行義務が充足されると判断し、国 際輸送の進捗に基づき収益を認識しております。

陸上運送業では、自動車を使用する貨物運送業務並 びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務を行っ ております。当該業務は、陸上運送の進捗とともに履 行義務が充足されると判断し、陸上運送の進捗に基づ き収益を認識しております。

なお、一部の取引については、サービスを手配する ことが履行義務であり、代理人としての取引に該当す ると判断しております。当該取引については、顧客か ら受け取る対価の総額から什入先に対する支払額を差 し引いた純額で収益を認識しております。

### 口. 不動産事業

主に不動産を賃貸及び管理する業務を行っておりま す。不動産賃貸業務の収益は、リース取引であるた め、「顧客との契約から生じる収益」の範囲外となり ます。不動産管理業務は、役務提供期間にわたり履行 義務が充足されると判断し、役務提供期間にわたり収 益を認識しております。

### ハ. 海運事業

主に船舶を使用する貨物運送業務を行っておりま す。当該業務は、海上輸送の進捗とともに履行義務が 充足されると判断し、海上輸送の進捗に基づき収益を 認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受 領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- (6) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によ っております。
- (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結会社の決算日の直物為替相場 により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しておりま す。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用 は、連結会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配 株主持分に含めております。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
  - ① ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充 たしている場合には振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしておりま
  - a. ヘッジ手段…為替予約
  - b. ヘッジ対象…外貨建債権

③ ヘッジ有効性評価の方法

振当処理によっている為替予約については、有効性の 評価を省略しております。

(9) のれんの僧却に関する事項

5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には 発生年度に全額償却することとしております。

# 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適 用指針 | という。) を当連結会計年度の期首から適用し、時価 算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従っ て、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来 にわたって適用することといたしました。これによる連結計算 書類に与える影響はありません。

# 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました 「寄付金」(当連結会計年度は13百万円)は、金額的重要性が 乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その 他」に含めて表示しております。

# 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に その額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計 算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおり です。

確定給付制度における退職給付債務の測定

退職給付に係る負債の連結貸借対照表計 上額 4.335百万円 退職給付に係る負債の算定において、確定給付制度におけ る退職給付債務の測定に使用する割引率は従業員の平均残存 勤務期間と同期間の国債及び優良社債の利回りを平均して算 定しております。当連結会計年度末の退職給付債務の測定に 使用した割引率は0.8%、退職給付債務の金額は14.923百万 円であります。期末日における国債及び優良社債の利回りの 変動に伴う退職給付債務への影響に重要性があると判断した 場合は割引率を見直すこととしており、この場合、翌連結会 計年度の連結貸借対照表において、退職給付に係る負債の金 額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

# 追加情報

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

当連結会計年度において、不動産事業の事業領域を不動産販売 事業に拡大するため、一部の有形固定資産の保有目的を賃貸用か ら販売用に変更し、有形固定資産2.848百万円を販売用不動産に 振り替えております。

### 連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保資産及び担保付債務
- (1) 担保に供している資産

預金	225百万円
有形固定資産	57百万円
投資有価証券	459百万円
計	742百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金

85百万円 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 191,370百万円

3. 保証債務

他社の借入金に対する債務保証 544百万円 従業員の住宅資金借入に対する債務保証 17百万円 561百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 27百万円

### 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グル ープについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
不動産事業	東京都	土地、建物及び構築物	1,261
	福岡県	土地	173
	1,434		

当社グループは、物流事業資産及び海運事業資産について は管理会計上の区分に基づき、不動産事業資産及び遊休資産 については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

東京都に所有する上記資産につきましては、固定資産から 販売用不動産に振り替えるにあたり、帳簿価額を回収可能価 額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上 しております。なお、販売用不動産に振り替えた資産の回収 可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額 は不動産鑑定評価額により評価しております。また、福岡県 に所有する上記資産につきましては、地価の下落のため帳簿 価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として 特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額 は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は固定資産 税評価額を基準に合理的な調整を行って算定しております。

# 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 79.997.315株
- 2. 配当に関する事項
- (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通 株式	4,765百万円	59円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日
2022年11月8日 取締役会	普通 株式	3,994百万円	50円00銭	2022年 9月30日	2022年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発 牛日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催予定の第146期定時株主総会の議案 として、次のとおり付議することとします。

決議予定	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	3,969百万円	利 益 剰余金	50円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月30日

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 180.500株

# 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資 産で運用し、また、資金調達については、主として銀行等金 融機関からの借入及び社債発行によっております。

受取手形及び営業未収入金に係る取引先の信用リスクは、 取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図ってお ります。また、投資有価証券は、主に取引先企業との業務又 は資本提携等に関連する株式で、上場株式については、四半 期ごとに時価の把握を行っております。長期貸付金は、取引 先企業に対するもので、取引先の信用状況を定期的に把握し ております。

支払手形及び営業未払金は、1年以内に支払期日が到来す るものであります。借入金及び計信の使途は運転資金(主に 短期)と設備投資資金(長期)で、金利の変動リスクについ ては、一部の借入金の金利固定化、長期及び超長期の社債発 行により低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額7.407百万 円)は「その他有価証券」には含めておりません。また、連 結貸借対照表に持分相当額で純額を計上する組合への出資 (連結貸借対照表計上額979百万円) については、「時価の 算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針) 第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示 の対象とはしておらず、「その他有価証券」には含めており ません。

「現金及び預金」、「受取手形及び営業未収入金」、「支 払手形及び営業未払金 | 、「短期借入金 | 及び「コマーシャ ル・ペーパー については、現金及び短期間で決済されるた め時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省 略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価 (※)	差額
(1)投資有価証券			
その他有価証券	104,287	104,287	-
(2)長期貸付金	279	289	9
(3)社債	(47,000)	(45,853)	△1,146
(4)長期借入金	(16,995)	(16,836)	△158
(5)長期預り金	(7,820)	(7,714)	△105

- (※) 負債に計上されているものについては、( ) で示してお ります。
- 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察 可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類して おります。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における

相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接

的に観察可能なインプットを用いて算定し

た時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して

算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表価額とする金融資産

(畄位・古万四)

				(+17.	
区分	連結貸借対	时 時価			
<b>区</b> 刀	照表計上額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	104,287	104,287	_	_	104,287

# (2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融 負債

(単位:百万円)

区分	連結貸借対時価				
区刀	照表計上額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	279	_	289	_	289
社債	47,000	_	45,853	_	45,853
長期借入金	16,995	_	16,836	_	16,836
長期預り金	7,820	_	7,714	_	7,714

# (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式 は活発な市場で取引されているため、その時価はレベル1の 時価に分類しております。

## 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来 キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプ レッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し ており、レベル2の時価に分類しております。

### 計信

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定して おり、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存 期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法 により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期預り金

長期預り金の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスク を加味した利率を基に、割引現在価値法により算定してお り、レベル2の時価に分類しております。

# 企業結合に関する注記

#### 事業分離

当社の子会社であるJ-WeSco株式会社は、その子会社(当 **社孫会社)である米国海運会社のウエストウッドシッピング** ラインズ会社 (Westwood Shipping Lines, Inc. 以下、「ウ エストウッド」) の発行済株式の全部を、シンガポールの海 運会社であるスワイヤーシッピング社 (Swire Shipping Pte.Ltd. 以下、「スワイヤー社」) の米国における関係会社 SSPL US 社 (SSPL US Inc. 以下、スワイヤー社とSSPL US社 を総称して「スワイヤーグループ」)に譲渡いたしました。

- 1. 事業分離の概要
- (1) 分離先企業の名称 SSPL US Inc.

### (2) 分離した事業の内容

Westwood Shipping Lines, Inc.及びその子会社2社(海 運事業)

### (3) 事業分離を行った主な理由

当社グループの事業ポートフォリオを検討した結果、コ ア事業である物流事業及び不動産事業に経営資源を集中 し、海運事業は当該事業に専門的知見を有する事業者に譲 渡することが望ましいとの考えから、ウエストウッドの業 **績が改善している現在の状況がウエストウッドの譲渡を推** 進する最適の時期であると判断し、同社の事業継続を前提 とした譲渡の検討を進めた結果、2022年4月28日にスワ イヤーグループとの間で、ウエストウッドの事業が継続さ れることを前提に、株式の譲渡を行うことに合意しまし た。

# (4) 事業分離日

2022年6月29日 (米国西海岸標準時) みなし譲渡日 2022年3月31日

- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項 受取対価を現金のみとする株式譲渡
- 2. 実施した会計処理の概要
- (1) 移転損益の金額

譲渡価額全額145百万米ドルに基づき算定した関係会社株 式売却益13,184百万円を計上しております。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債等の適正な帳簿価額並び にその主な内訳

流動資産	13,984百万円
固定資産	1,828百万円
資産合計	15,812百万円
流動負債	7,526百万円
固定負債	119百万円
負債合計	7,645百万円
純資産合計	8,166百万円
為替換算調整勘定	2,052百万円
連結上の帳簿価額	6,114百万円

### (3) 会計処理

譲渡価額全額145百万米ドルと当該株式の連結上の帳簿価 額との差額13,184百万円を「関係会社株式売却益」とし て特別利益に計上しております。

- 3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント 海運事業
- 4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離し た事業に係る損益の概算額

営業収益 19,545百万円 営業利益 9,272百万円

# 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域にお いて、賃貸用のオフィスビル、物流施設等(土地を含む)を 有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
57,526	122,509

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額 を控除した金額であります。
- (注2) 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動 産鑑定評価に基づく金額(指標等を用いて調整を行った ものを含む) であります。

# 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のと おりであります。

(単位:百万円)

	物流事業	海運事業	不動産事業	計
倉庫収入	30,415	_	_	30,415
港湾運送収入	32,229	_	_	32,229
国際輸送収入	70,250	_	_	70,250
陸上運送ほか収入	54,532	_	_	54,532
海運事業収入	_	20,324	_	20,324
不動産事業収入	_	_	858	858
顧客との契約か	187.427	20.324	858	208.610
ら生じる収益	107,427	20,324	030	200,010
その他の収益(注)	6,093	_	9,244	15,338
外部顧客への	193,521	20.324	10.102	223,948
営業収益	193,521	20,324	10,102	223,940

- (注)企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲 に含まれる収益であります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情 報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関 する注記等 4.会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基 準 に記載のとおりであります。

- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解す るための情報
- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	27,065百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	22,764百万円
契約負債(期首残高)	93百万円
契約負債(期末残高)	72百万円

契約負債は、主に倉庫業務において顧客から受け取った出庫 料の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識 に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額 のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はあ りません。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した 履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価 格の変動) に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想期間が1年を超える重要な取引はないため、実 務上の便法を適用し、記載を省略しております。

# 1株当たり情報に関する注記

2.737円57銭 1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 281円09銭

[備考] 本連結計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表 (2023年3月31日現在)

科    目	金額	科目	金額
資 産 の		負 債 の	
<b>産</b> で 手 収 資 不 費 で 手 収 資 不 費 付 当 要 営 リ 販 前 立 短 そ 貸 の 引 の 引 の 引 の 引 の 引 の 引 の 引 の 引 の 引 の	部 百万円 <b>37,825</b> 17,707 219 10,522 705 2,848 412 3,884 497 1,111 △83	負債債払入期の債債 (債払入期の) (債債 (抵入期の) (債債 (抵入期の) (債債 (抵入期の) (債 (抵入期の) (证明) (证明) (证明) (证明) (证明) (证明) (证明) (证明	部 百万円 <b>28,566</b> 5,759 5,102 8,000 5,000 12 649 98 531 155 1,222 1,200 639 194
固 定 資 産	267,327	固定負債	94,422
有 形 固 定 資 産	126,959	社	47,000
建物	71,593	長期借入金	12,000
構築物	873	繰 延 税 金 負 債退 職 給 付 引 当 金	25,142 2,568
機 械 及 び 装 置	3,624	関係会社事業損失引当金	30
車両運搬具	66	長 期 預 り 金	7,589
工具、器具及び備品	533	その他	92
土地	48,927	負債合計	122,989
リース資産	111	<u>純 資 産</u> 株 主 資 本	の 部 127,947
建設仮勘定	1,228	一	14,922
無形固定資産	4,925	資本 剰余金	11,755
借地権	3,351	資 本 準 備 金	11,755
		利 益 剰 余 金	102,437
ソフトウェア	1,478	利益準備金	2,320
そ の 他	95	その他利益剰余金 特別償却準備金	100,116 63
投資その他の資産	135,441	特別償却準備金圧縮記帳積立金	10,080
投 資 有 価 証 券	103,353	別途積立金	68,075
関係会社株式	19,763	繰越利益剰余金	21,897
長期貸付金	8,610	自 己 株 式	△1,168
差入保証金	3,743	評価・換算差額等	53,998
そ の 他	705	その他有価証券評価差額金	53,998
貸倒引当金	△736	新 株 予 約 権  純 資 産 合 計	217
資産合計	305,152	純 資 産 合 計       負 債 純 資 産 合 計	182,163 305,152

#### (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで) 計 損 益 算

 科				金	額	
177 			内	訳	合	計
# # ID #				百万円		百万円
<b>営</b> 農 型輸運設 で	以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	入入入入入入他		18,810 25,275 39,425 9,512 5,037 9,282 1,336	108,6	579
作 業 人 件 賃 借 租 税 減 価 償	諸 公 却	費費料課費:		71,133 6,730 4,208 1,946 6,345		
	1	他		4,214	94,5 <b>14,0</b>	080
<b>営業総利益</b> 販売費及び一般管理費					1 <b>4,</b> 0	382
常業利益					9,2	)1 <b>7</b>
営業外収益 受取利息及 その 営業外費用	1	金 他		15,277 173	15,4	
支 そ の	利	息		257	_	127
そ     の       経常利益	1	他		79	24,3	337
特別     和       特別     定係       共別     損       特別     損       方益     会       社     会       大     方       方     方       <	売 却 語 清 算 語	益 益		181 139		321
減損	損	損 失		390 1,434		325
税引前当其	月 純 利 🛚	益			22,8	326
法人税等       法人税、住民税       法人税等 <b>当期</b>	えるび事業 <sup>を</sup> 調整 利	税 額 <b>益</b>		3,405 433	3,8 <b>18,9</b>	338
	ለነ 1	<u>III</u>			10,5	700

# (2022年4月1日から) 2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

			株	主	本		
		資本剰余金		利	益 剰 余		
	資本金	資本	利益		その他利	益剰余金	
	貝平亚	準備金	準備金	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	百万円 14,922	百万円 11,755	百万円 2,320	百万円 51	百万円 10,065	百万円 68,075	百万円 14,496
当特特 圧圧 乗当自自自 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				23 △11	96 △81		△23 11 △96 81 △8,760 18,988 △13 △2,786
当期変動額合計	_	_	_	11	15	_	7,400
当 期 末 残 高	14,922	11,755	2,320	63	10,080	68,075	21,897

	株主	資本	評価・換算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
\\\ HB	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期 首残高	△1,059	120,628	52,617	246	173,492
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の積立		_			-
特別償却準備金の取崩		_			-
圧縮記帳積立金の積立		_			_
圧縮記帳積立金の取崩		_			_
剰 余 金 の 配 当		△8,760			△8,760
当 期 純 利 益		18,988			18,988
自己株式の取得	△3,001	△3,001			△3,001
自己株式の処分	106	93			93
自己株式の消却	2,786	_			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,381	△29	1,351
当期変動額合計	△108	7,318	1,381	△29	8,670
当 期 末 残 高	△1,168	127,947	53,998	217	182,163

# 個別注記表

# 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均法 により算定)

市場価格のない株式等 主に移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産(販売用不動産)

主に個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下 に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額 法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自社利 用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基 づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とす る定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について は合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額 を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込 額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退 職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しておりま す。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事 業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付 算定式基準によっております。

② 数理計算トの差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)によ る定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度 から償却しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における 取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

(4) 関係会計事業損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、その会社の財 政状態等を勘案して、必要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の「収益認識に関する会計基準」に定める顧客との契 約から生じる収益(以下、「顧客との契約から生じる収 益」) に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び 当該履行義務の充足する通常の時点(収益を認識する通常の 時点) は以下のとおりであります。

① 物流事業

倉庫業では、主に寄託を受けた物品を倉庫に保管する 業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加 工業務を行っております。保管業務は、役務提供期間に わたり履行義務が充足されると判断し、役務提供期間に わたり収益を認識しております。その他の業務は、作業 が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、作業 完了時に収益を認識しております。

港湾運送業では、主に港湾における海上運送に接続す る貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌き業務を行っ ております。当該業務は、作業が完了した時点で履行義 務が充足されると判断し、作業完了時に収益を認識して おります。

国際輸送業では、主に輸出入貨物の国際複合輸送を取 り扱う業務を行っております。当該業務は、国際輸送の 進捗とともに履行義務が充足されると判断し、国際輸送 の進捗に基づき収益を認識しております。

陸上運送業では、自動車を使用する貨物運送業務並び に自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務を行ってお ります。当該業務は、陸上運送の進捗とともに履行義務 が充足されると判断し、陸上運送の進捗に基づき収益を 認識しております。

なお、一部の取引については、サービスを手配するこ とが履行義務であり、代理人としての取引に該当すると 判断しております。当該取引については、顧客から受け 取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた 純額で収益を認識しております。

### ② 不動産事業

主に不動産を賃貸及び管理する業務を行っておりま す。不動産賃貸業務の収益は、リース取引であるため、 「顧客との契約から生じる収益」の範囲外となります。 不動産管理業務は、役務提供期間にわたり履行義務が充 足されると判断し、役務提供期間にわたり収益を認識し ております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領 しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計 L基準 リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によ っております。

# 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適 用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定 会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、 時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわ たって適用することといたしました。これによる計算書類に与 える影響はありません。

# 表示方法の変更に関する注記

(指益計算書)

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「寄 付金」(当事業年度は13百万円)は、金額的重要性が乏しくな ったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて 表示しております。

# 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を 計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影 響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

退職給付債務の測定

退職給付引当金の貸借対照表計上額 2,568百万円

退職給付引当金の算定において、退職給付債務の測定に使 用する割引率は従業員の平均残存勤務期間と同期間の国債及 び優良社債の利回りを平均して算定しております。当事業年 度末の退職給付債務の測定に使用した割引率は0.8%、退職給 付債務の金額は11.706百万円であります。期末日における国 債及び優良社債の利回りの変動に伴う退職給付債務への影響 に重要性があると判断した場合は割引率を見直すこととして おり、この場合、翌事業年度において、退職給付引当金の金 額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

# 追加情報

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

当事業年度において、不動産事業の事業領域を不動産販売事 業に拡大するため、一部の有形固定資産の保有目的を賃貸用か ら販売用に変更し、有形固定資産2.848百万円を販売用不動産 に振り替えております。

# 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 154.617百万円

2. 保証債務

他社の借入金に対する債務保証 544百万円 従業員の住宅資金借入に対する債務保証 17百万円 561百万円

3. 受取手形裏書譲渡高

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 784百万円

長期金銭債権 8,459百万円 短期金銭債務 4.137百万円

# 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 営業収益 3.842百万円

営業費用 21.311百万円

8百万円

営業取引以外の取引による取引高 299百万円

# 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び総数 普诵株式 601.807株

# 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

-	·/— // ·/ ·/ ·/ ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110000
	繰延税金資産	関係会社株式評価損	1,851百万円
		退職給付引当金	1,554百万円
		貸倒引当金	250百万円
		減損損失	1,545百万円
		特定外国子会社課税留保金	77百万円
		賞与引当金	195百万円
		未払事業税	117百万円
		その他	566百万円
		繰延税金資産小計	6,159百万円
		評価性引当額	△2,821百万円
		繰延税金資産合計	3,338百万円
	繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△23,828百万円
		圧縮記帳積立金	△4,448百万円
		その他	△202百万円
		繰延税金負債合計	△28,480百万円
		繰延税金負債の純額	△25,142百万円

# 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引内容及び 取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 若洲	所有 直接 100%	資金の貸付	_	短期貸付金 長期貸付金	99 4,175

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

# 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の 計上基準」に記載のとおりであります。

# 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2.291円64銭 1株当たり当期純利益 237円68銭

[備考] 本計算書類に記載の百万円単位の金額は、いずれも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 住 友 倉 庫 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沂 藤 康 仁 業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静太 業務執行社員

# 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社住友倉庫の2022年4月1日から2023年 3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本 等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益 の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人 はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ の他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか 検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注 意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適 切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

# 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重 要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書 類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又 は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結 計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監 査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監 査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減 するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 住 友 倉 庫 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 業務執行社員

指定有限責任社員 静太 公認会計士 溝 業務執行計員

# 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社住友倉庫の2022年4月1日から2023 年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算 書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

# 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その 他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討 すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を 払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作 成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

# 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判 断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証 拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認 められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書 において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事 項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の 結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し ているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類 等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減 するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関 して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いた します。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を 受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンラ イン会議システム等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報 の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所に関して業務及び 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会 社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決 議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及 び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。な お、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の 評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するととも に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。ま た、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、掲益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

# 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めま す。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませ ho
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システ ムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含 め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 住友倉庫 監査役会

監査役(常勤) 江 口 忠 衛 印 監査役(常勤)坂 🗆 晃印 社外監査役 荒 木 喜代志印 高橋和 人印 社外監査役 社外監査役 大 仲 土 和印

以上

# 株主総会会場ご案内図

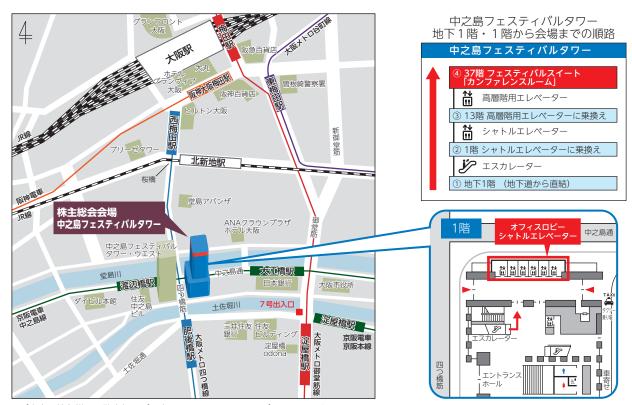
# 会場

# 中之島フェスティバルタワー 37階 フェスティバルスイート「カンファレンスルーム」

※「中之島フェスティバルタワー・ウエスト」ではございません。 お間違いのないようお願い申しあげます。 大阪市北区中之島二丁月3番18号 ご出席の株主様へのお土 産のご用意はございません。何卒ご理解いただき ますようお願い申しあげ ます。

# 交通のご案内

- 大阪メトロ四つ橋線 肥後橋駅 4号出口直結(地下道) 会場まで徒歩約4分
- 京阪電車中之島線 渡辺橋駅12番出口直結(地下道) 会場まで徒歩約3分
- 大阪メトロ御堂筋線・京阪電車京阪本線 淀屋橋駅(7号出入口)から北西へ、会場まで徒歩約8分



※ご出席の株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、ご了承願います。



🏲 株式会社 **住友倉庫** 







FSC®認証紙と、環境に優しい 植物油インキを使用して印刷 しています。